

平成30年度定期報告の状況について

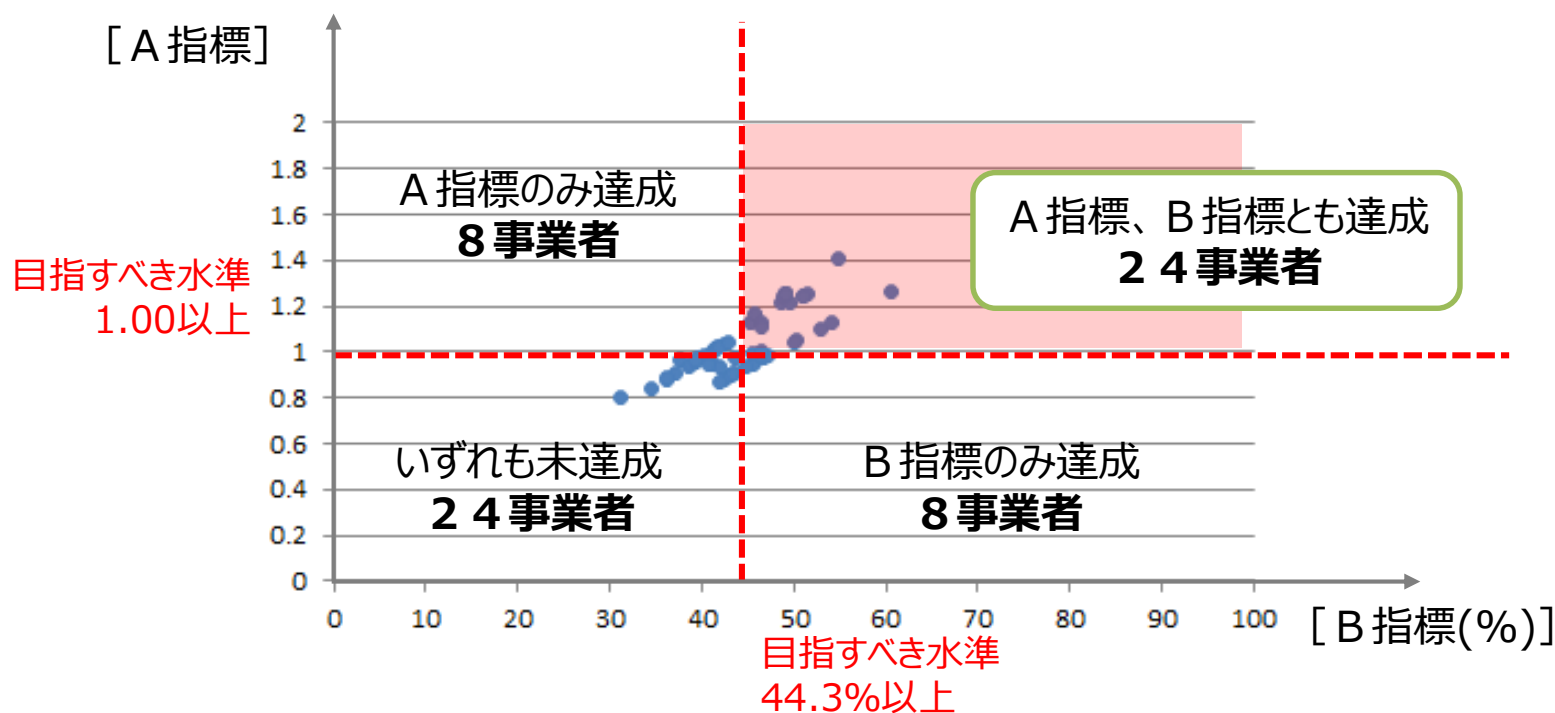
平成30年12月3日

資源エネルギー庁

ベンチマーク指標の状況

- 省エネ法判断基準の見直し後の電力供給業のベンチマーク指標は、平成28年度に施行され、平成29年度よりA指標、B指標の報告が行われている。
- 平成30年度定期報告書では、64事業者からの報告があり、副生物混焼を行っている事業者は10事業者、バイオマス混焼を行っている事業者は21事業者であった。

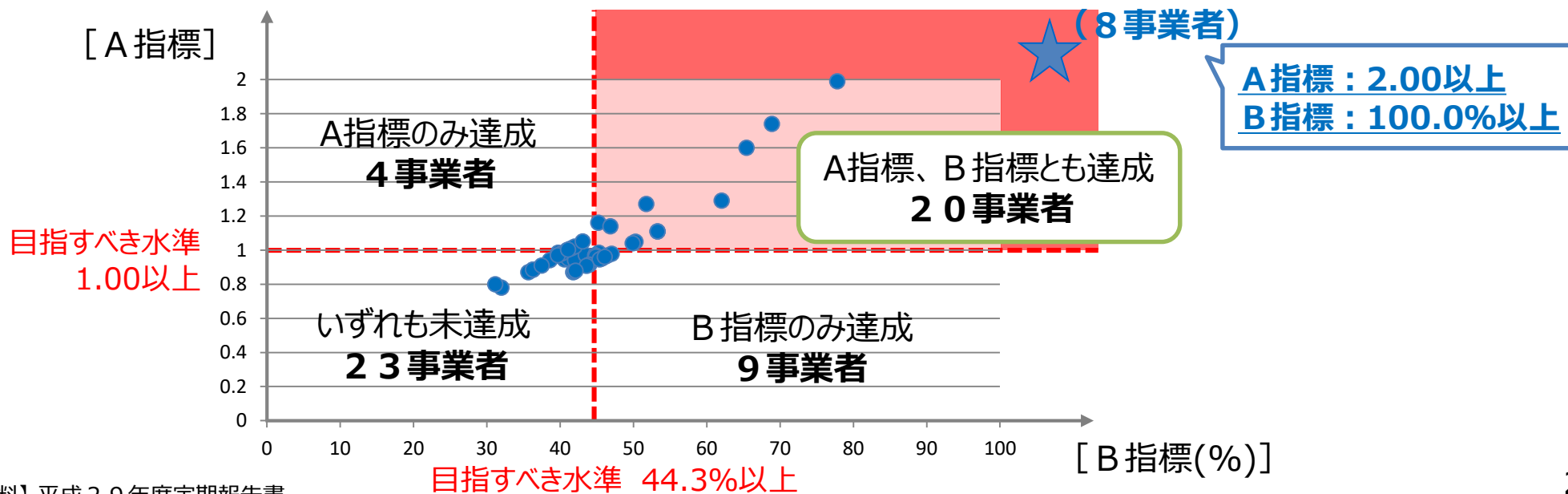
平成30年度定期報告におけるベンチマーク指標の達成状況



(参考) 平成29年度定期報告におけるベンチマーク指標の状況

- 省エネ法判断基準の見直し後の電力供給業のベンチマーク指標は、平成28年度に施行され、平成29年度において初めて報告が行われたところ。
- 2030年度に向けて着実にベンチマーク指標の向上を図ることは重要であるが、単年度の実績だけでは目指すべき水準の達成の蓋然性を適切に評価することは困難。
- ただし、足元の状況を分析すると、ベンチマーク指標の報告事業者56事業者のうち、20事業者がA指標、B指標ともに達成している一方、23事業者が両指標ともに未達成となっている。
- また、A指標、B指標ともに達成している事業者のうち、バイオマス・副生ガス等の混焼発電を行う8事業者については、指標が著しく高い数値となっている。

平成29年度定期報告によるベンチマーク指標の達成状況

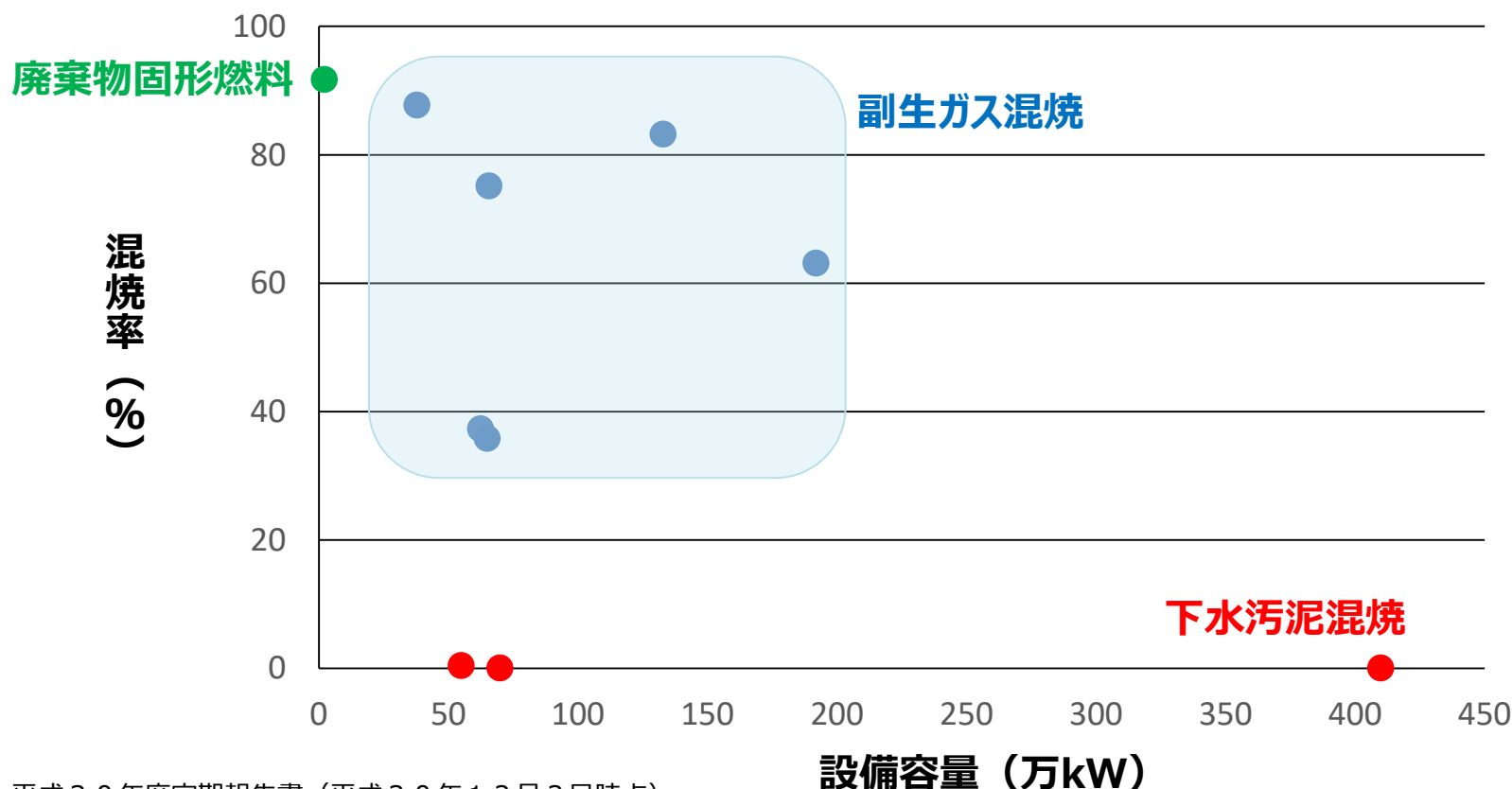


副生物混焼の状況

- 副生物混焼については、副生ガス（コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）、廃棄物固形燃や下水汚泥を混焼している事例が見られた。
- 特に、副生ガス混焼においては設備容量、混焼率ともにバラつきが生じている。

平成30年度定期報告における副生物混焼の状況

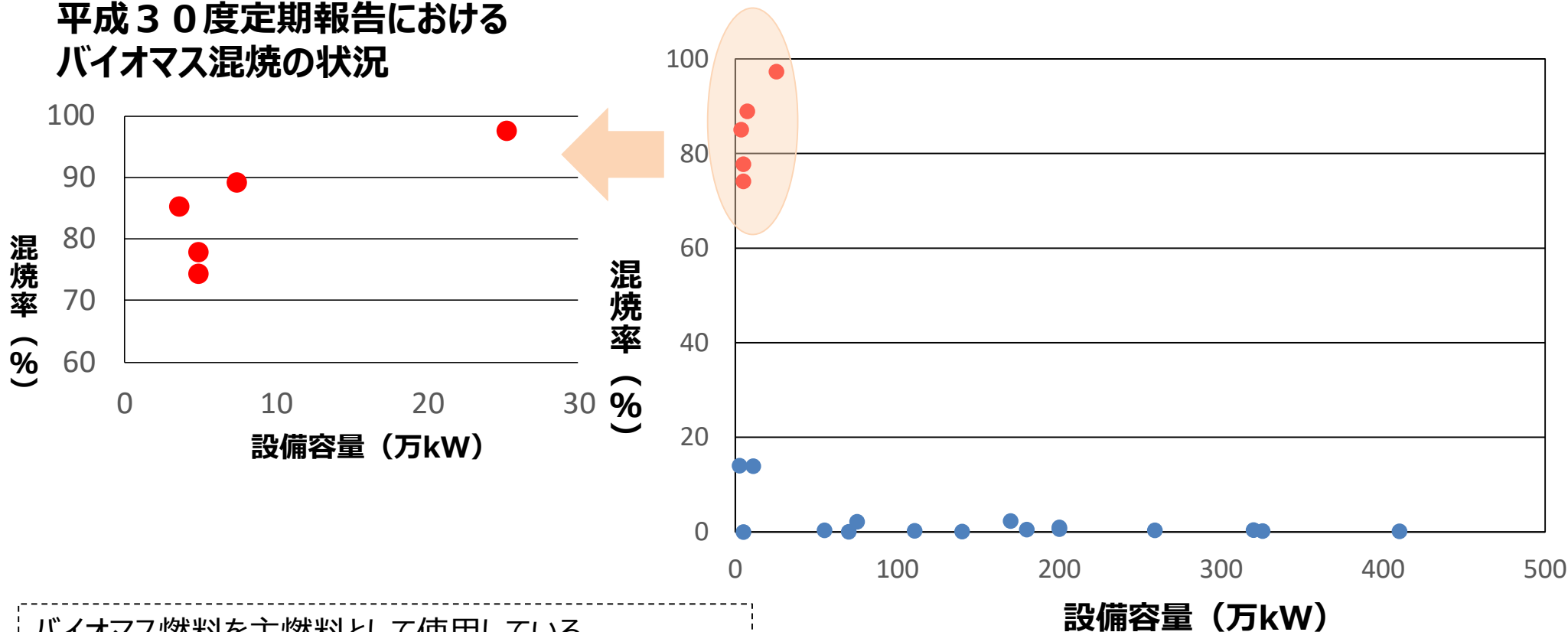
副生ガス混焼を行っている事業者の設備容量は40万kW～200万kWであり、混焼率も35%～88%と様々である。



バイオマス混焼の状況

- バイオマスを高い割合で（混焼率 70 %以上）混焼して発電する場合と、低い割合（混焼率 5 %以下）で混焼して発電する場合の二極化が起こっている。
- 小規模事業者は、バイオマス混焼を前提とした電源開発を行う傾向にあるため、混焼率が高い傾向が見られる。

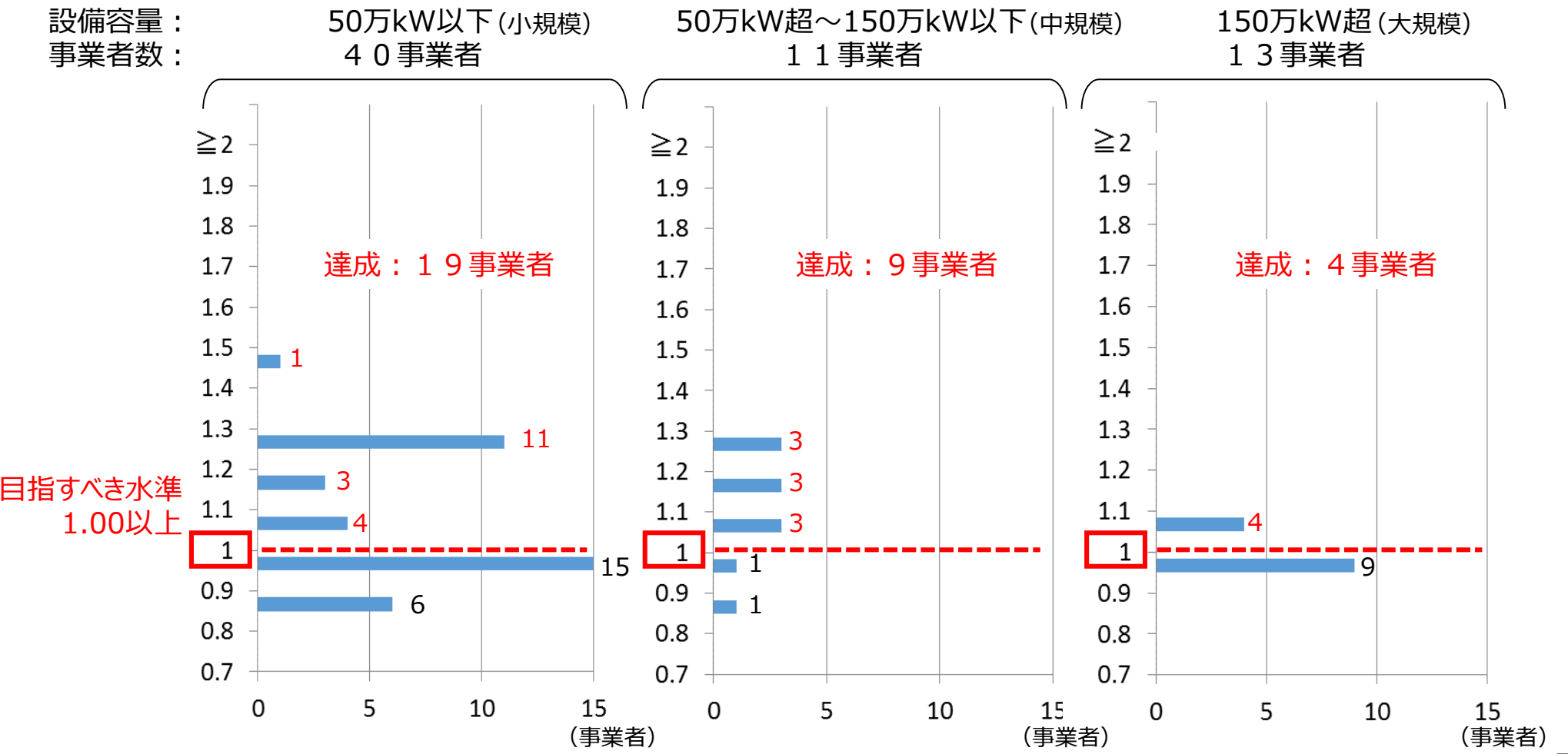
平成30年度定期報告における バイオマス混焼の状況



バイオマス燃料を主燃料として使用している事業者の設備容量は30万kW以下と小規模である。

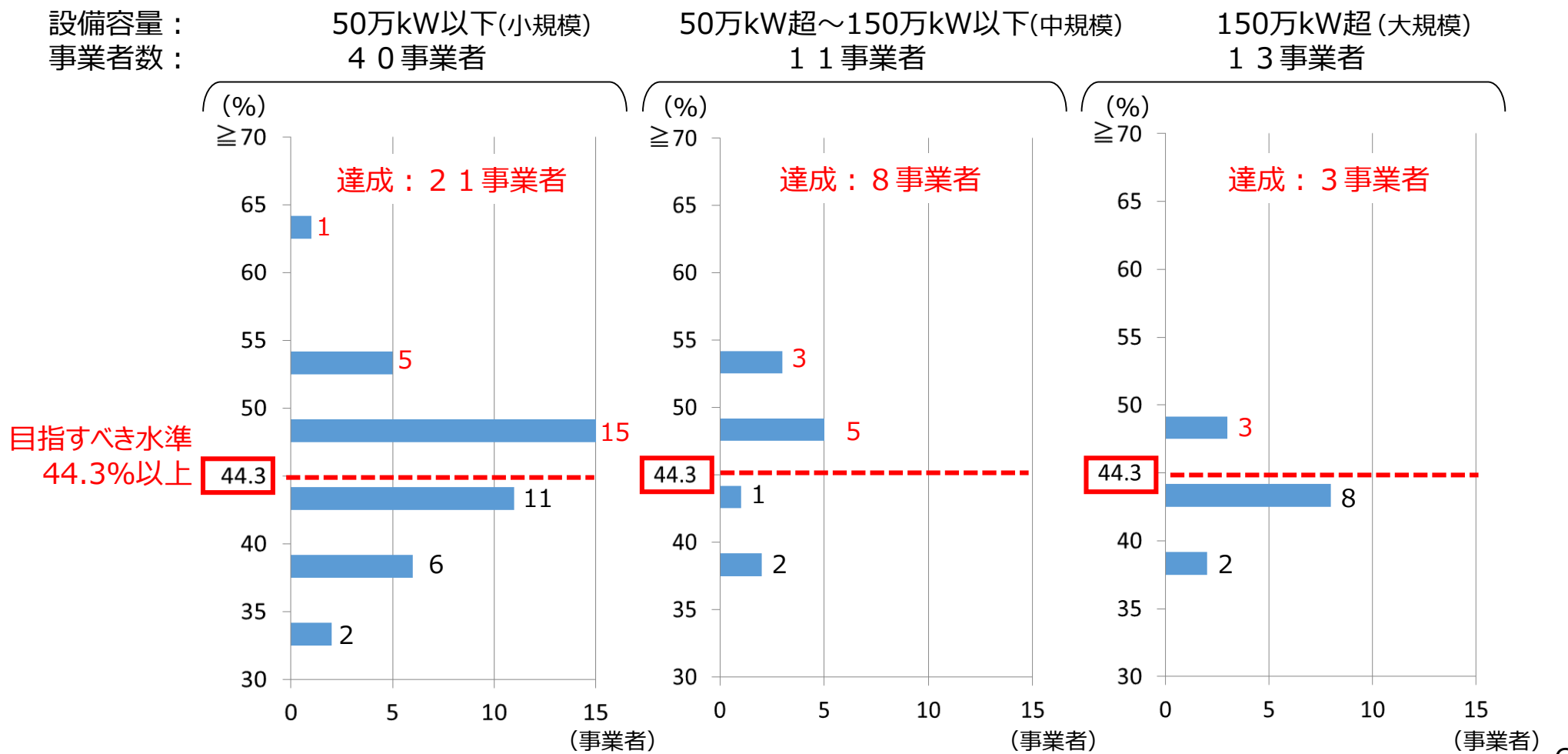
ベンチマークA指標の状況（設備容量別）

- 事業者単位の設備容量に基づき、対象事業者を3つのグループに分類。
- ベンチマークA指標の達成割合は、小規模で48%、中規模で82%、大規模で31%となっている。



ベンチマークB指標の状況（設備容量別）

- 事業者単位の設備容量に基づき、対象事業者を3つのグループに分類。
- ベンチマークB指標の達成割合は、小規模で53%、中規模で73%、大規模で23%となっている。



【資料】平成30年度定期報告書（平成30年12月3日時点）